

子ども・子育て支援新制度 『支給認定申請』等について（R4年度版）

① 子ども・子育て支援新制度とは

平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」により、保育所等への入園申込をする際には、必ず住民登録している市町村へ「支給認定申請」を行い、認定を受けてから「認定証」と合わせて入園申込書を提出します。（新制度へ移行された保育所等へ入園する場合のみ。）なお、認定は次の3区分です。

【支給認定の区分】

認定区分	対 象 者	主な利用先
1号認定	<u>3歳以上のお子さん</u> で、保育を必要とせず、教育を希望する方 (例) 3歳以上で、同居の家族の中で、お子さんを保育できる方がいる場合	幼稚園 認定こども園
2号認定	<u>3歳以上のお子さん</u> で、同居している家族の就労や病気などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しい方 (例) 3歳以上で、同居の家族が仕事や病気により、お子さんを保育できる方がいない場合	保育所 認定こども園
3号認定	<u>3歳未満のお子さん</u> で、同居している家族の就労や病気などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しい方 (例) 3歳未満で、同居の家族が仕事や病気により、お子さんを保育できる方がいない場合	保育所 認定こども園

② 申請手続きの流れ（様似町の場合）

「町立幼児センター」が新制度の「認定こども園」であるため、入園申込書と合わせて「支給認定申請書」を提出していただきます。4月から3月まで1年間有効のため、毎年度の手続きが必要です。

なお、町外の施設へ入園を希望される方につきましては、希望する施設に直接利用を申込みいただき、同時に様似町（町立幼児センター）へ「支給認定申請書」を提出していただきます。

③ 保護者が負担する保育料について

（3歳児～5歳児の保育料については令和元年10月より無償化しています。）

様似町に住民登録している全ての方は、様似町が定めた保育料を利用している保育所等へお支払いいただくこととなります。（「町外の私立保育所」を利用する場合のみ様似町へ支払い。）なお、保育料は、町民税所得割課税額により階層区分を決定します。

保育料の階層区分を決定する内容（令和4年度入園の場合）	
1. 4月～8月までの保育料	: 入園年度の前年度にあたる令和3年度町民税所得割額
2. 9月～3月までの保育料	: 令和4年度町民税所得割額（令和4年6月に確定）

④ 多子世帯の保育料の軽減について

(1) 国が定める保育料基準額は、平成27年度の新制度開始時より「幼児教育の段階的無償化」方針に基づき、様々な軽減策が講じられておりますが、様似町では、国の基準より少ない負担となるよう独自の軽減を図っており、「多子軽減」では、第2子目が半額で、3人目以降が無料となる軽減があり、それを判定する際の人数カウントについては、年齢制限の撤廃が行なれ、様似町では適用される階層区分についても国の定める基準より、範囲を拡大して軽減策を講じています。

また、「第4～3階層」以上の世帯では、国の基準で「幼稚園児」のみ「小学3年生」までを多子軽減のカウントをしておりますが、様似町では「保育園児」についても「小学3年生」まで拡大してカウントしています。（保育園児の場合、国の基準では「未就学児」までが範囲）

【裏面に続きます】

多子軽減「年齢制限撤廃」の階層区分

〔町民税所得割額による年齢制限の状況〕

区 分	57,700 円未満世帯	77,101 円未満世帯	85,000 円未満世帯
様似町(幼保共通)	第3-3・4-1階層 「制限無し」	第4-2・3階層 「制限無し」	第4-3階層 「制限無し」
国(保育園)	第4階層 2人親：制限無し 1人親：制限無し	第4階層 2人親：制限有り 1人親：制限無し	第4階層 2人親：制限有り 1人親：制限有り
国(幼稚園)	第3階層 2人親：制限無し 1人親：制限無し	第3階層 2人親：制限無し 1人親：制限無し	第3階層 2人親：制限有り 1人親：制限有り

- (2) 北海道独自の軽減策として、「町民税所得割額が169,000円未満世帯」(様似町の場合は「第5-5階層」区分)に属する3歳未満児について、第2子目以降を無料とする軽減制度があり、様似町においてもこれを適用しております。

〔3歳未満児第2子目以降無料の状況例〕

区 分	「第5-5階層」 169,000 円未満世帯	「第6-1階層」 196,000 円未満世帯
3歳未満児(保育園)	第1子目： 31,000 円 第2子目以降： 0 円	第1子目： 32,000 円 第2子目以降： 16,000 円(半額)

⑤ 契約・保育料の支払い先について

新制度における保育料の決定及び支払先は、利用する施設により異なります。【様似町の場合】

	保育料の決定	保育料支払先
幼稚園・保育園・認定こども園	様似町	利用する施設
私立保育園	様似町	様似町

⑥ 保育料の切り替え時期(令和4年度の場合)

保育料は、毎年9月が切り替え時期となります。

	町民税所得割の課税年度
4月から8月迄の保育料	前年度(令和3年度)
9月から3月迄の保育料	当該年度(令和4年度)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の町民税所得割額に基づく保育料						当該年度の町民税所得割額に基づく保育料					

⑦ 提出書類について

- (1) 支給認定申請書(1号・2号・3号認定)

幼稚園・認定こども園・保育所を利用希望される方は、「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書」を提出してください。

- (2) 保育の利用を希望される場合(2号・3号認定)

認定こども園(保育園)や保育所において、保育の利用を希望される場合、保育の必要性を認定(2号・3号認定を行う)するために、上記の申込書に加え「就労証明書」を添付書類として提出してください。(1号認定である幼稚園の場合は、「申込書」のみの提出となります。)